

小型定置網漁業の許可の基準

許可をすべき漁業者の数が漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の各号の優先順位に従って許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可を受けた者が、共同経営化若しくは法人化しようとする場合又は当該漁業の従事者が当該漁業の許可を受けた者に代わり、自立して当該漁業を営もうとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の従事者の自立を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

備考

令和5年7月14日から8月13日までの申請に係る許可については、上記、許可の基準のうち、「当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合」とあるのは「現に小型定置網漁業を営んでいる者が、当該漁業の許可の申請をした場合」と読み替えるものとする。